

区分別収支計算書

国立高度専門医療センター特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
I 業務収支				
1 財源				
診療収入	85,959		85,582	
看護師養成所収入	257		261	
医療技術開発等研究収入	6,600		7,529	
運用収入	0		0	
その他の収入	473		413	
一般会計からの受入	58,731		88,060	
資金からの受入	2,000		900	
前年度剰余金受入	937		822	
財源合計	154,960		183,570	
2 業務支出				
(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)				
人件費	△ 51,371		△ 52,492	
医薬品費	△ 13,629		△ 13,039	
食糧費	△ 888		△ 866	
委託費	△ 3,931		△ 3,935	
医療技術開発等研究費	△ 6,046		△ 6,706	
産業投資特別会計への繰入	△ 9,860		-	
一般会計への繰入	△ 32		△ 7	
庁費等の支出	△ 45,071		△ 40,818	
その他の支出	△ 1,798		△ 387	
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	△ 132,629		△ 118,254	
(2) 施設整備支出				
建物に係る支出	△ 392		△ 462	
工作物に係る支出	△ 786		△ 517	
建設仮勘定に係る支出	△ 5,655		△ 118	
施設整備支出合計	△ 6,833		△ 1,097	
業務支出合計	△ 139,462		△ 119,351	
業務収支	15,497		64,218	
II 財務収支				
借入金による収入	10,288		13,358	
借入金の返済による支出	△ 17,580		△ 54,685	
利息の支払額	△ 7,253		△ 10,224	
財務収支	△ 14,545		△ 51,551	
本年度収支	952		12,666	
資金への繰入 (決算処理によるもの)	△ 129		△ 1,770	
翌年度歳入繰入	822		10,896	
資金本年度末残高	1,092		1,962	
本年度末現金・預金残高	1,914		12,859	

注記

1. 重要な会計方針

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法を採用している。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

<有形固定資産>

(1) 建物及び工作物

定率法を採用している。

(2) 物品

定額法を採用している。

<無形固定資産>

無形固定資産のうち、ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法によって
いる。

3. 引当金の計上基準及び算定方法

(1) 貸倒引当金

過去3年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計
算方法により算出している。

期末手当 翌年度期末手当当初予算額×6月支給割合/年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当当初予算額×6月支給割合/年間支給割合×4/6

(3) 退職給付引当金

i 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため、期末要支給額（基本額及び調整額）を下記の計
算方法により算出している。

（基本額） 経験年数階層毎職員数×平均俸給月額×退職手当支給率

（調整額） 国家公務員退職手当法第6条の4の定められた区分毎人数×想定される
調整月額単価×60ヶ月

ii 遺族補償年金

年度末時点において当該年金支給対象者が存しており、遺族補償年金の支払いに
備えるため下記の計算方法により、将来給付見込額の現在価値額を算出している。

支給率(注1)×平均給与(注2)×割引率(注3)の額を平成17年度完全生命表の余命まで生存したと仮定し算出

注1) 国家公務員災害補償法の規定による。

注2) 平成16年財政再計算による賃金上昇率を使用(2.1%)

注3) 平成16年財政再計算による割引率を使用(3.2%)

iii 恩給に係る退職給付引当金

恩給に係る引当金としては、将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて算出し計上している。

iv 整理資源に係る退職給付引当金

国家公務員共済掛金のうち、整理資源に係る引当金として、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

4. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

i 歳入：(目)一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出：(目)国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入については、一括で会計されているため各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、それぞれ国立高度専門医療センターに対する割合を算出し乗じた金額を決算額として計上している。

ii 民間病院等と比較すると、医業費用の減価償却費には研究所、看護大学校等の収益を生まない事業にかかる減価償却費も計上しているため、損失額が多大となっている。

iii 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 偶発債務

係争中の訴訟 16件 (別紙参照)

3. 翌年度以降支出予定額

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 1. 歳出予算の繰越債務負担額 | 203百万円 |
| 2. 国庫債務負担行為による負担額(財政法第15条第1項) | 14,766百万円 |

4. 追加情報等

1. 連結財務書類の見直し

旧国立病院特別会計の資産と負債については、本特別会計と独立行政法人国立病院機構

とに承継したことから、本特別会計と同機構との連結財務書類を作成していた。今回見直した結果、同機構への出資の権利は全て一般会計に帰属し、かつ本特別会計と同機構の業務との関連性が強いとはいえないことから、同機構との連結財務書類は厚生労働省連結財務書類のみで作成することとし、本特別会計では作成しないこととした。

2. 出納整理期間

当特別会計において、歳入金の収納期限及び歳出金の支出、支払期限は、予算決算及び会計令第3条、第4条及び第5条の規定に基づき翌年度の4月30日であり、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

3. 貸倒引当金を計上している債権の徴収可能性に係る重大な懸念

- i 債 権 名 病院等療養費債権
- ii 懸念の内容 発生した債権については督促を行い、また、現在においては、発生防止の対策も積極的に行っているが、発生事由として、「生活困窮」及び「行方不明」等の未収金が多く、今後も増大することが懸念される。
- iii 金 額 119 百万円

4. 財政法第44条の資金

- i 資 金 名 積立金
- ii 根拠法令 特別会計に関する法律（以下「法」という。）附則第66条第11号の規定による廃止前の国立高度専門医療センター特別会計法（以下「旧法」という。）第16条第1項
- iii 内 容 この会計において、毎会計年度決算上剰余金を生じたときは、これをこの会計の積立金として積み立てなければならない。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

5. 業務費用計算書における収益の計上

貸倒引当金繰入額：41 百万円

6. 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・ 「現金・預金」には、当該年度末の決算上の剰余金及び繰越金額（積立金）を計上している。
- ・ 「たな卸資産」には、年度末における医薬品、食糧の取得原価を先入先出法により算出した額を計上している。

- ・ 「未収金」には、当該年度末における当該年度分及び過年度分の診療収入等の未収額を計上している。
 - ・ 「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険料を計上している。
 - ・ 「貸倒引当金」には、過去3年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額を計上している。
 - ・ 「有形固定資産」には、国有財産及び物品の合計を計上している。
 - ・ 「国有財産」には、土地、立木竹、建物、工作物及び建設仮勘定を計上している。
 - ・ 「土地」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている土地の台帳価格を計上している。
 - ・ 「立木竹」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている立木竹の台帳価格を計上している。
 - ・ 「建物」には、国有財産台帳に記載されている建物の価格から、定率法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
 - ・ 「工作物」には、国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、定率法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
 - ・ 「建設仮勘定」には、繰越工事等に係る不動産の当該年度の支払額を計上している。
 - ・ 「物品」には、取得価格50万円以上の機械器具等の重要物品について、定額法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
 - ・ 「無形固定資産」には電話加入権、ソフトウェアを計上している。
 - ・ 「未払金」には、当該年度末における消費税、児童手当及び公務災害補償費等の未払い額を計上している。
 - ・ 「未払費用」には、借入金にかかる未払利子分を計上している。
 - ・ 「賞与引当金」には、期末手当及び勤勉手当のうち、当該年度に帰属する引当金を計上している。
 - ・ 「借入金」には、施設の整備財源として財政融資資金から借入れる額を計上している。
- 【旧法第9条第1項】
- ・ 「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給負担金及び整理資源に係る引当金を計上している。
 - ・ 「資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源及び資産評価差額を加減した額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・ 「人件費」には、職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・ 「賞与引当金繰入額」には、6月の期末手当及び勤勉手当にかかる引当額のうち当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給負担金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「医薬品費」には、医薬品の消費量で帳簿価格を計上している。
- ・ 「食糧費」には、患者用食糧の消費量で帳簿価格を計上している。
- ・ 「医療技術開発等研究費」には、受託研究の実施にかかる経費を計上している。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しており、主なものとして、がん研究助成金、循環器病研究委託費等を計上している。
- ・ 「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため、及び特別会計の恩給負担金のうち当該年度に帰属する額を計上している。

【特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律】

【退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計】